

今回、考察過程として、当事者調査員協力者との意見交換の機会を設定した。インタビュー調査に協力してくれた当事者およびその支援者、ガイドヘルプ（移動介護）サービス提供事業者である。今回の当事者調査員が1名という限定された条件のもと、考察内容を深めるには良い機会であった。また、サービス利用当事者を含めた調査協力者へ、成果を報告することでサービス利用のための学習の機会となったといえる。また、当事者調査員の活動内容を振り返ることで新たな人材育成の機会となったといえる。その背景には、「サービス利用者」としての共通した体験が積極的な意見を導きだしていることが確認できた。受身の「学習会、説明会」ではなく、その機会が直接利用しているサービスの「使い方」の改善に結びつく見通しがあること、発言が具体的なサービス変化に反映できることの必要性も重要であることが再確認された。

サービス提供者にとっても、自らのサービス提供を振り返る機会、当事者参加への支援について当事者と共通の課題を通して考え、参加する機会となったといえる。

（４） 調査研究の成果と課題

今回のアンケート調査では、予想以上に「実際にサービス提供していない事業所」の数の多さであった。実際の実施状況が半数という実態は、調査者としての予測と大きく乖離があり、調査母数として実質的に考察できる対象が148ケースという限定されたものになったことは留意しておく必要がある。したがって、分析にあたってサンプル数が半減してしまった。クロス集計結果の検定を試みたが、有意義な結果を多く導き出すほどの母数ではなかった。しかしながら、登録していても「利用していない人」が多いこと、「支援費制度下のガイドヘルプ（移動介護）サービスを利用したくても利用できない背景を探るデータとしては成果ある結果を提供できたと考える。

ただ、事業所の協力が得られた結果、226人の利用者本人へのインタビュー結果が得られ、利用実態のデータとして提供できる結果となったことは成果といえる。

今後、地域的にも拡大して調査活動を継続する意義があると考えられる。量的調査データのように利用者の力とするかという点は多様な試みを通して検証を重ねる必要がある。インタビュー調査など、質的調査とともに実施していくなかで検討を加えていきたいと考えている。また、当事者調査員と協働調査員の協働のあり方など「当事者参加型調査活動」の検討課題は残されているものの、福祉サービスサービスの運営・評価の当事者参加型のひとつの活動モデルとして有効性が予測されるといえる。

モデル化にむけて、活動事例を増やしていくことが求められよう。今回の調査報告書をどのようにサービス利用者へ啓発活動として提供できるかも今後の課題として取り組んでいく必要がある。

（中野 敏子・泉口 哲男）

章 末 資 料 1

1. 事業所単純集計

(1) 回収全事業所単純集計 (299カ所)

(2) 「移動介護 (カイトヘルプサービス) を実施している」
と回答した事業所の単純集計 (148カ所)

(3) 自由記述内容

2. 本人単純集計

3. 調査票 (郵送版)

1.事業者単純集計

(1)回収全事業所単純集計(299ヶ所)

◎事業所があるのは

どちらの都道府県ですか

	度数	パーセント
北海道	38	12.7
福島	12	4
東京	60	20.1
長野	13	4.3
新潟	14	4.7
愛知	29	9.7
大阪	51	17.1
広島	16	5.4
愛媛	13	4.3
福岡	45	15.1
沖縄	7	2.3
無記入・不明	1	0.3
合計	299	100.0

◎事業所があるのは市区町村のどれですか

	度数	パーセント
市区	195	65.2
町村	101	33.8
無記入・不明	3	1
合計	299	100.0

1.開設して何年ですか

	度数	パーセント
1年目	100	33.4
1～5年未満	93	31.1
5年以上	86	28.8
無記入・不明	20	6.7
合計	299	100.0

2.移動介護を実施していますか

	度数	パーセント
はい	148	49.5
これから予定あり	63	21.1
予定なし	47	15.7
無記入・不明	41	13.7
合計	299	100.0

(2)「移動介護(ガイドヘルプサービス)を実施してい」と解答した事業所の単純集計(148ヶ所)

◎事業所があるのは、

市区町村のどちらですか。

項目	度数	パーセント
市区	109	73.6
町村	38	25.7
無記入・不明	1	0.7
合計	148	100.0

◎母体はどのような組織ですか

項目	度数	パーセント
社会福祉協議会	47	30.4
NPO(特定非営利活動法人)	24	16.2
会社(有限・合資・株式等)	42	28.4
社協以外の社会福祉法人(施設)	22	14.9
その他(医療法人・福祉公社・社団・財団等)	12	8.1
無記入	1	0.7
合計	148	100.0

1.開設して何年ですか。

(cf.1年前;支援費制度開始、5年前;介護保険制度開始)

項目	度数	パーセント
1年目	51	34.5
1～5年未満	40	27.0
5年以上	51	34.5
無記入	6	4.1
合計	148	100.0

3-1 (平成15年10月現在)

移動介護(ガイドヘルプサービス)の登録者は何人ですか。

項目	度数	パーセント
0人	41	27.7
5人未満	52	35.1
5人以上	51	34.5
無記入・不明	4	2.7
合計	148	100.0

3-2 登録者の中で

平成15年10月に移動介護を利用した方は何人ですか。(実人数で答えて下さい)

項目	度数	パーセント
0人	42	28.4
5人未満	43	29.1
5人以上	40	27.0
無記入・不明	23	15.5
合計	148	100.0

3-3 移動介護(ガイドヘルプサービス)を提供量の

面で、利用者の要望に十分応えられている状況ですか。

項目	度数	パーセント
応えられている	79	53.4
応えられていない	39	26.4
無記入・不明	30	20.3
合計	148	100.0

3-4 移動介護(ガイドヘルプサービス)を提供内容(質)の

面で、利用者の要望に十分応えられている状況ですか。

項目	度数	パーセント
応えられている	75	50.7
応えられていない	41	27.7
無記入・不明	32	21.6
合計	148	100.0

3-5 利用者にとって充実した移動介護(ガイドヘルプサービス)を提供するために、今後どのようなことをしていけばよいとお考えですか。(複数回答可3つまで選んで下さい)

項目	財源の十分な確保		ヘルパー増員・育成		ヘルパーの専門性を高める研修		サービス調整方法の検討		事業所職員の増員		アンケート等による利用者の意見を伺う		利用者へ面談等でご意見ご要望を伺う		利用者へ移動介護の活用方法を伝える勉強会をする		その他	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
選択した	39	26.4	76	51.4	98	66.2	29	19.6	13	8.8	16	10.8	44	29.7	24	16.2	9	6.1
選択しない	109	73.6	72	48.6	50	33.8	119	80.4	135	91.2	132	89.2	104	70.3	124	83.8	139	93.9
合計	148	100.0	148	100.0	148	100.0	148	100.0	148	100.0	148	100.0	148	100.0	148	100.0	148	100.0

3-6 平成15年10月中に、利用者からの移動介護(ガイドヘルプサービス)のヘルパー派遣申し込みに対して、お断りしたことがありましたか。

項目	度数	パーセント
はい	15	10.1
いいえ	108	71.6
無記入・不明	27	18.2
合計	148	100.0

4-1 日々、移動介護ヘルパー(以下ヘルパー)の申し込みをしてくるのは誰が多いですか。(複数回答可)

項目	本人		親・家族		その他	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
該当する	19	12.8	85	57.4	17	11.5
該当しない	129	87.2	63	42.6	131	88.5
合計	148	100.0	148	100.0	148	100.0

4-2 ヘルパーを派遣・調整するにあたって、どのような工夫をしていますか。(複数回答可)

項目	利用者本人と事前に顔合わせをする		事業者独自のアンケートをしてから利用を受ける		必ず家庭訪問する		ケア会議等で利用に関して話し合う		ヘルパーの得意不得意をいかして派遣する		その他	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
選択した	97	65.5	49	33.1	84	56.8	41	27.7	59	39.9	13	8.8
選択しない	51	34.5	99	66.9	64	43.2	107	72.3	89	60.1	135	91.2
合計	148	100.0	148	100.0	148	100.0	148	100.0	148	100.0	148	100.0

4-3 派遣されるヘルパーを本人が選択できますか。

項目	度数	パーセント
はい	52	35.1
いいえ	48	32.4
その他	28	18.9
無記入・不明	20	13.5
合計	148	100.0

5-1 サービス利用後移動介護(ガイドヘルプサービス)に関して利用者から評価してもらっていますか。

項目	度数	パーセント
評価してもらっている	57	38.5
評価してもらっていない	50	33.8
無記入・不明	41	27.7
合計	148	100.0

→評価してもらっていると答えた方は、具体的にどなたに評価してもらっていますか。(複数回答)

項目	本人		親・家族		その他	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
選択した	34	59.6	39	68.4	2	3.5
選択しない	23	40.4	18	31.6	55	96.5
合計	57	100.0	57	100.0	57	100.0

→5-2 評価してもらっていると答えた方は、その評価の頻度はどのくらいですか。(複数回答)

項目	毎回		2~3ヶ月に1回		半年に1回		年に1回		その他	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
選択した	14	24.6	11	19.3	7	12.3	1	1.8	14	24.6
選択しない	31	54.4	34	59.7	38	66.7	44	77.2	31	54.4
無記入・不明	12	21.0	12	21.0	12	21.0	12	21.0	12	21.0
合計	57	100.0	57	100.0	57	100.0	57	100.0	57	100.0

6-1 利用者本人のサービス利用の説明会・講習会・勉強会等を実施していますか。

項目	度数	パーセント
はい	16	10.8
いいえ	103	69.6
無記入・不明	29	19.6
合計	148	100.0

→5-3 評価してもらっていると答えた方は、どのような方法で評価してもらっていますか。(複数回答)

項目	紙の記入		懇談会		苦情の受付		直接の聞き取り		その他	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
選択した	4	7.1	8	14.1	16	28.1	32	56.2	16	28.1
選択しない	41	71.9	37	64.9	29	50.9	13	22.8	29	50.9
無記入・不明	12	21.0	12	21.0	12	21.0	12	21.0	12	21.0
合計	57	100.0	57	100.0	57	100.0	57	100.0	57	100.0

6-3 「6-1」の活動に対して、利用者本人の人たちが運営に参加していますか。

項目	度数	パーセント
はい	5	3.4
いいえ	10	6.8
無記入・不明	133	89.9
合計	148	100.0

(3)自由記述 各設問の中、「その他」解答内容

2-2②知的障害者のホームヘルプサービスのうち移動介護(ガイドヘルプサービス)を実施していますか。

①知的障害者の利用はない(身体障害者・児童は実施している)<7>

②希望者がいない依頼がない<42>

- ・症例がこないでしょう／需要見込みなし
- ・依頼があれば対応する
- ・地域にニーズがない

③資格を有するヘルパーが不足しているのを、実施していない<4>

- ・知識、情報がない
- ・ガイドヘルパー育成の公的研修必要
- ・若年ヘルパー増員が必須

④自治体が、移動介護の国の方向性がはっきりしないという理由で実施していない<3>

- ・行政で移動介護の支給がない

⑤財源確保困難<3>

- ・安定した報酬が得られない

⑥その他

- ・資源を現行サービスに傾注する
- ・現サービスで今のところ満員

3-3-2 移動介護(ガイドヘルプサービス)を提供量の面で、利用者の要望に十分応えられている状況ですか。

①ヘルパー不足のため応えられていない<24>

- ・熟練されたヘルパーがいない(行動障害のある利用者対応など)
- ・知的障害の研修を受けたヘルパーが少ない
- ・利用希望時間(平日夕方か土日)が集中しているためヘルパーが対応しきれない
- ・知的障害者ガイドヘルパーの資格を持ったヘルパーが不足
- ・若い男性ヘルパーが不足している
- ・一定したサービスの利用がないとヘルパーの増員不可能

②利用申込みがないので応えられない<8>

- ・移動介護は積極的にこなっていない
- ・受け入れ態勢は整っているが利用申込みがない

③支援費の支給量の不足<5>

- ・児童の場合、支給量が少ない
- ・自治体の財源の問題で、移動介護の決定が少ない
- ・移動介護の支給量が3.5時間以内の場合は要望に応じきれない
- ・支給量が少ないので、提供時間が確保できない

④移動介護の規制、制限が多い<3>

- ・タイムケアの方が制約がないので、そちらを利用されている
- ・通院介助で支給時間を使うと、社会参加で使う時間数が足りない

⑤同じ利用者と同じヘルパーを派遣するのが難しい<2>

- ・利用者が複数のヘルパーが代わる代わる派遣されるのを拒む。しかし、単独ヘルパーの確保は、人員的に難しい

⑥利用者が利用するのに遠慮がち<2>

- ・利用者側がヘルパー調整の大変さを心配して利用されない

⑦その他

- ・要望による
- ・土日を活動日としていないため、利用者が少ない
- ・利用者の確認は難しいが、事業者の感触としては不十分
- ・本人とその家族の要望が異なる場合があるので、十分応えられない
- ・移動介護については、ボランティアで実施
- ・宿泊希望には応えられない
- ・情報を与えられない
- ・車での送迎の希望に応じられない
- ・回数をこなすことにサービスが偏り、エンパワメントの視点が薄いことが反省点

3-4-2 移動介護(ガイドヘルプサービス)を提供内容(質)の面で、利用者の要望に十分応えられている状況ですか。

①ヘルパーの問題<20>

- ・知的障害に対応できるヘルパーがいない
- ・ヘルパー、スタッフの人数不足
- ・ヘルパーの専門性不足
- ・ヘルパーの研修不足
- ・ヘルパーの経験不足
- ・ヘルパーに知的障害ガイドヘルパーの資格がない
- ・同性のヘルパー不足(特に男性)
- ・同年代のヘルパー不足(若い年代)

②利用者の対応<9>

- ・利用者の対応が難しい
- ・障害の理解とその対応、知識が不足
- ・エンパワメントの視点が無い
- ・本人の自立支援、将来展望の計画がない
- ・親がまだヘルパーに全て任せざるのを心配している
- ・利用者の意思確認がとれない

③具体的サービス内容<17>

- ・支援費の枠では対応できないサービスの依頼
- ・要望とサービス内容の制限が合わない
- ・ニーズの多い時間が重なり、十分に支えられない
- ・送迎の依頼に十分支えられない
- ・夜間対応していない
- ・宿泊の依頼に応えられない
- ・保護者のニーズと内容が合わない
- ・サービス提供時間とニーズ時間が合わない

④情報提供<4>

- ・受け入れ態勢は十分だが、利用者いない
- ・サービス内容の感想に関して利用者聞いていない
- ・情報を与えられない
- ・支援費に関する情報が不十分

7 移動介護(ガイドヘルプサービス)に関して、利用しやすくなるように利用者本人自身がサービス評価や運営に参加するという考え方について、事業運営の立場からどのように思われますか。

①評価・運営への参加に賛成<55>

- ・サービスの質が高まる、向上する<6>

- ・直接サービスに反映できる<3>
- ・利用者の生の声を聞ける
- ・利用者の主体的参加にとって必要
- ・利用者の信頼と納得が得られる
- ・ヘルパーの質の向上につながる<2>
- ・利用者のニーズが把握でき、要望に応えられる<2>
- ・提供内容の評価はその都度実施している
- ・よく話し合ってお互いを理解したい
- ・本来の姿として望ましい
- ・利用者が考えを出していただいた方が事業所も望ましいし、新たな気づきがある
- ・使う人こそ、どんなサービスが良いか知っている
- ・本人と家族に第三者の聞き取り調査を検討中
- ・第三者評価を受けて、利用者に広く知らせる取り組みが必要
- ・評価のための会議や打ち合わせへの参加が可能
- ・事業者と利用者のコミュニケーションの円滑化にとって必要
- ・支援費制度の改善を求めるには、事業者の立場では意味が無く、当事者が積極的に取り組むべき
- ・事業者側から本人に相談できるシステム作りが必要
- ・現在、利用者に対して評価をすすめている

②条件付きで、評価・運営に参加することは良い事<17>

- ・競争原理の一環で事業所の差別化になるなら良い
- ・本人の理解が強ければ可能
- ・誰でも事務所に立ち寄れる雰囲気大切
- ・具体的ニーズ事例で、どのように制度を活用できるか話し合い必要
- ・自分のことなので、積極的に説明会や講習会に取り組むことから始める
- ・親子勉強会に参加して「知る」ことから始める
- ・中立な立場での評価がなされなければ、利用者の都合の良い希望に左右される
- ・第三者評価との併用が望ましい
- ・利用者だけの評価では、わがままや依存が含まれる
- ・先ず行政が利用者に十分な説明をする必要がある
- ・市町村行政に対して、当事者の意見を積極的に発する
- ・当事者評価、運営のフォローアップ体制が個々にきめ細かく出来るか否かが問題
- ・ヘルパーの評価に必要
- ・本人に評価してもらうのは必要だが、なかなか伝わりにくいのでどのように知らせるのか考えねばならない

③評価の参加は良いが、運営は難しい<6>

- ・運営に参加するのはよくわからない
- ・運営について意見を聞くことは必要だが、参加することは難しい
- ・運営には一部参加というかたちが望ましい
- ・運営参加には利益追求の面もあり反対
- ・運営の参加には、様々な条件整備が必要
- ・運営には口出して欲しくない

④評価・運営ともに難しい<16>

- ・話し合いが必要
- ・重要であるが困難
- ・現在は、そこまでのフォロー体制が整っていない
- ・本人自身理解が困難と思われる
- ・本人に理解力がない場合、どのように評価してもらえばいいのか
- ・利用者の意思確認が難しい
- ・そこまで意思決定する力のある人が少ない
- ・要望は聞けても、知的レベルや能力問題で評価や運営まで踏み込むのは難しい
- ・家族の要望が強い
- ・重度の人は本人評価や運営参加は無理
- ・家族の負担軽減と家族の意思、要望が多く、本人様の意見は次のように思われる
- ・運営参加までには至っていない
- ・評価は権利擁護事業や支援員や家族のサポートがある体制でないと難しい
- ・1対1ではどうしても利用者が受身になってしまうが、複数では互いに協調性がないのでコーディネート難しい

⑤その他<9>

- ・まずはヘルパー増員と質の向上
- ・担当ヘルパーと利用者のケア会議を定期的に行う
- ・ガイドヘルプに関する講演会を地域毎に開催必要
- ・作業所等(平日日中の活動場所)で自由な発想での活動のあり方を検討していただきたい
- ・社会的ニーズが低い(潜在的ニーズはあっても地域性で利用者がほとんどいない)
- ・サービス事業者として将来性がないので事業所が増えない
- ・支援費単価が安い

8 最後に、ご意見やご感想などございましたら、ご自由にお書き下さい。

①利用者がいない<49>

- ・知的障害者の移動介護の希望、依頼がない<26>
- ・移動介護の実施に至っていない<9>
- ・スタッフやヘルパーはいるが、利用者がいない<5>
- ・利用される人がいれば対応する<3>
- ・支援費制度以後、利用者が少ない
- ・開店休業状態

②行政のやり方に問題<24>

- ・役所の感覚的な対応、見た目での判断に疑問<2>
- ・当自治体では、支援費の区分が一本化されている
- ・行政に移動介護を伸ばそうという考えが少ない
- ・受給者証の発行の際、既に移動介護の決定がほとんどない<4>
- ・自治体で、移動介護は不要という判断がある様子<2>
- ・移動介護できる目的地をもっと開放して欲しい
- ・実際関わっていない行政が支給量を判断するのが疑問
- ・支給量そのものが本人に合っているかどうか疑問

- ・市区町村単位で、事業所の会議等を開催して欲しい
- ・親の希望の支給量がもらえていない
- ・財源や地域性により、市町村によってサービス内容が異なり不平等<3>
- ・支給量を増やすのに、行政手続時間かかる
- ・支給更新も利用者に手間と負担がかかる
- ・移動介護の決定は本人の意思確認が必要で、親の意向での支給不可のため、ほとんど移動介護は認められない
- ・当事者が使いやすいシステムが必要
- ・福祉事務所、行政CWIに同一の対応基準が必要
- ・車イス使用、トイレ介助があっても身体介護なしの移動介護の支給になるのはおかしい

③ヘルパー問題<35>

- ・対応するヘルパーが難しく、いない<7>
- ・ヘルパーの経験が少なく、ガイドヘルプ研修必要、ヘルパー教育が難しい<3>
- ・ヘルパーの質の向上
- ・親御さんの希望は経験のあるヘルパーか男性ヘルパーを求めている、需要と供給が合わない<11>
- ・利用希望が平日午後2時以降の2~3時間に集中するため、ヘルパーが不足
- ・ヘルパーに専門性がかけている<2>
- ・ヘルパー等人員確保、教育体制の強化<2>
- ・ガイドヘルパーの資格がなければ、ヘルパー2.3級で知的障害対応の経験あるヘルパーでもサービスに当たれない状況の改善
- ・専門知識(障害の特殊性)、技術、医療を学ぶ必要あり<3>
- ・利用者が自由に選択できるヘルパーの確保
- ・ヘルパーとの人間関係を作ってから居宅派遣になるので、時間がかかりたくさんの派遣が難しい
- ・ガイドヘルパーだけではヘルパー自身の生計が立てられないので、ヘルパーが不足してサービスの充実がはかれない<2>

④サービス内容、事業所運営に関する問題<13>

- ・サービス提供の仕方に工夫が必要
- ・移動介護での長期計画が立てにくい
- ・定期的な利用になっていない
- ・利用率が上がれば、給付をしめつけ、運営困難、採算とれない
- ・移動介護の内容を身体介護の一部としてやっている<3>
- ・拡大する方向にはならない
- ・身体介護なしの利用者が90%だと、事業者として成立させるのが困難
- ・利便性、交通費、所要時間を考え、車の活用を認めて欲しい。移送サービスがないと特に過疎地は利用に結びつかない<3>
- ・通園、通学、通所等に移動介護が認められない
- ・制度外の社会参加の希望があるとボランティアで対応している
- ・希望時間が2時間ペースになっている

⑤支援費制度の仕組みに問題<16>

- ・制度上に問題がある
- ・通院介助に関しても、(介護保険でいう)家事援助というのはおかしい
- ・支援費は不明な点が多すぎる
- ・親御さんからも支援費制度は使いにくいとの声多い
- ・実際に知的障害に関するガイドヘルプには必ず身体介護はつく
- ・知的障害者の居宅介護は、他の障害とは違い、家事援助、身体介護、移動介護の3つに区切れない
- ・支給量に制限があるのが問題、もっと臨機応変に利用できればより良い
- ・支援費支給量等を決定する際に、もっと実際に利用する過程まで含めて見て欲しい
- ・移送サービスについて国に柔軟性が欲しい

⑤利用者像がわからない<12>

- ・これから対応が難しくなると感じる
- ・措置制度の感覚で、やってもらって当たり前の意識が高い
- ・利用者の意思確認がこれからの課題
- ・利用者家族も支援費のサービスをどのように使っているかわからなかった様子
- ・今は家族が対応していて利用がないが、家族が高齢化して対応できなくなった場合増加する
- ・一人一人の能力を見極めて対応する判断が必要
- ・サービスを利用できる個人差と地域差がある
- ・当事者に直接接する機会がない、生の声を聞きたい
- ・特に児童の場合、親の都合によるものが多く悩む
- ・重度の人の移動介護には、社会参加、見守り、身体介護の要素がある
- ・コミュニケーションがとりにくい
- ・親との信頼関係作りに時間がかかる

⑥本人支援重要<10>

- ・1対1だけではなく、時には集団での企画作りを機に利用者の主体的支援を目指す
- ・もっと主体的活動になるように、本人の意思が反映できるようにする
- ・大多数の人が代理契約のため、本人支援から離れがちになっている
- ・運営参加にも当事者活動が必要
- ・本人の思いと家族の思いが異なり、家族の思いに偏る
- ・親の意向で利用しているケースが多い
- ・家族のニーズが表面化しやすく、本人のニーズの見極めが必要

⑦周知不足<5>

- ・支援費制度における在宅福祉(ホームヘルプ、ガイドヘルプ)の広報活動必要
- ・情報を提供していきたい
- ・PR活動を通じて、ニーズを掘り起こしていきたい
- ・ガイドヘルプサービスを必要としている人は一人で外出が難しいので、出前の説明や講習が必要
- ・ガイドヘルプサービスの講習会が不足している

⑧介護保険との関係<3>

- ・介護保険運動させるべき<2>
- ・ケアマネージャーに相当する人がいないので介護保険との併用で支援費は不十分になる

2.本人単純集計

◎いずれの都道府県にお住まいですか

	度数	パーセント
北海道	18	8
福島	4	1.8
東京	33	14.6
長野	1	0.4
新潟	4	1.8
愛知	28	12.4
大阪	71	31.4
広島	21	9.3
愛媛	13	5.8
福岡	27	11.9
沖縄	6	2.7
合計	226	100.0

◎住んでいるのは市区町村のどれですか

	度数	パーセント
市区	187	82.7
町村	38	16.8
無記入・不明	1	0.4
合計	226	100.0

1.聞き取りをした方はどなたですか

	度数	パーセント
ヘルパー派遣事業所の職員	123	54.4
ヘルパー	66	29.2
その他	32	14.2
無記入・不明	5	2.2
合計	226	100.0

◎所属先はどこですか

	度数
社協	30
社福(術)	22
NPO(術)	15
医法	4
合資	2
社団	1
役所	1
(財)福祉公社	1
生活共同組合	1
事業共同組合	1

※1事業所で複数名の回答者あり

このアンケートに答えて下さる方について、お尋ねします

2-1 年齢は

	度数	パーセント
18歳以下	17	7.5
19~64才	189	83.6
65才~	16	7.1
無記入・不明	4	1.8
合計	226	100.0

→ 性別は

	度数	パーセント
男	117	51.8
女	108	47.8
無記入・不明	1	0.4
合計	226	100.0

2-2 普段(平日・日中)は、どこに通っていますか

	学校		通所の施設		病院		職場		家		その他	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
はい	21	9.3	123	54.4	13	5.8	11	4.9	29	12.8	17	7.5
いいえ	205	90.7	103	45.6	213	94.2	215	95.1	197	87.2	209	92.5
合計	226	100.0	226	100.0	226	100.0	226	100.0	226	100.0	226	100.0

3-2 あなたが使っている移動介護(ガイドヘルプ)は、身体介護がついていますか

	度数	パーセント
はい	83	36.7
いいえ	72	31.9
わからない	55	24.3
無記入・不明	16	7.1
合計	226	100

3-3 その受給者証には、移動介護のヘルパーを何時間使えると書いてありましたか

	度数	パーセント
5時間以下	18	8
6~20時間	91	40.3
21~50時間	43	19
51時間以上	12	5.3
わからない	41	18.1
無記入・不明	21	9.3
合計	226	100

3-4 平成15年10月に、何回利用していますか

	度数	パーセント
0回	29	12.8
1回	31	13.7
2~9回	68	30.1
10回以上	32	14.2
無記入・不明	66	29.2
合計	226	100

3-7 移動介護のヘルパーの時間数は足りていますか

	度数	パーセント
足りている	124	54.9
足りない	53	23.5
わからない	31	13.7
無記入・不明	18	8
合計	226	100

3-6 どんな時に使っていますか(いくつでも選んで下さい)

	公園等に行く		買物に行く		イベントに参加する		外食する		カラオケする		病院		役所等の手続きに行く		その他		わからない	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
使っている	56	24.8	87	38.5	72	31.9	60	26.5	30	13.3	68	30.1	16	7.1	79	35	3	1.3
使っていない	170	75.2	139	61.5	154	68.1	166	73.5	196	86.7	158	69.9	210	92.9	147	65	223	98.7
合計	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100

3-8 主に誰が移動介護(ガイドヘルプサービス)を使うことを決めましたか

	度数	パーセント
自分	61	27
親・家族	101	44.7
事業所の人	4	1.8
役所の人	10	4.4
施設の人	11	4.9
その他	5	2.2
わからない	13	5.8
無記入・不明	21	9.3
合計	226	100

3-9 移動介護のヘルパーを使った後管理表に自分で印鑑を押しますか

	度数	パーセント
はい	67	29.6
いいえ	126	55.8
わからない	14	6.2
無記入・不明	19	8.4
合計	226	100

3-10 「はい」と答えた方にお尋ねします。印鑑を押すことをどのように思いますか

	度数	パーセント
自分が使うから当たり前	33	49.2
自分が使ったことがわかっていい	19	28.4
面倒くさい	8	9.0
わからない	9	13.4
合計	67	100.0

3-11 なぜ、今の事業所を使っているのですか。(いくつも選んで下さい)

	前から使っていたから		その事業所の職員を知っていたから		家の近くだから		施設の職員に勧められたから		世話人に勧められたから		親・家族に勧められたから		その他		わからない	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
あてはまる	55	24.3	59	26.1	21	9.3	30	13.3	17	7.5	53	23.5	28	12.4	16	7.1
あてはまらない	171	75.7	167	73.9	205	90.7	196	86.7	209	92.5	173	76.5	198	87.6	210	92.9
合計	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100

3-12 主に、誰がどこへ行くか、どのように過ごすかを決めますか

	度数	パーセント
自分	88	38.9
事業所の人	2	0.9
親・家族	50	22.1
親・家族と相談して自分で	29	12.8
事業所の人と相談して自分で	17	7.5
その他	4	1.8
わからない	8	3.5
無記入・不明	28	12.4
合計	226	100

3-14 主に、誰が移動介護のヘルパーを選びますか。

	度数	パーセント
自分	36	15.9
事業所の人	87	38.5
親・家族	28	12.4
親・家族と相談して自分で	8	3.5
事業所の人と相談して自分で	17	7.5
その他	6	2.7
わからない	16	7.1
無記入・不明	28	12.4
合計	226	100

3-16 移動介護のヘルパーを利用するための勉強会に参加したことがありますか。

	度数	パーセント
ある	17	7.5
ない	155	68.6
わからない	27	11.9
無記入・不明	27	11.9
合計	226	100

3-18 移動介護のヘルパーを利用するための勉強会に参加してみたいですか

	度数	パーセント
はい	61	27
いいえ	33	14.6
わからない	61	27
無記入・不明	71	31.4
合計	226	100

3-15 移動介護のヘルパーとどんなことをしてみたいですか。

	買物		旅行		カラオケ・ゲーム・ボウリング		外食		映画		プール		イベント		カルチャースクール		その他	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
はい	30	13.3	24	10.6	17	7.5	9	4	14	6.2	7	3.1	14	6.2	2	0.9	63	27.9
いいえ	196	86.7	202	89.4	209	92.5	217	96	212	93.8	219	96.9	212	93.8	224	99.1	163	72.1
合計	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100	226	100

平成16年1月14日

関係各位

厚生労働科学研究
障害保健福祉総合研究事業
主任研究者
明治学院大学
社会学部教授 中野 敏子

「ガイドヘルプ(移動介護)サービスを通してみる障害当事者の参加のあり方調査」
ご協力をお願い

晩秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
突然お手紙を差し上げることをお許し下さい。新しい支援費制度実施初年度、何かとご多忙のことと存じます。

さて、私どもは平成14年から2か年にわたり、厚生労働科学研究障害保健福祉総合研究事業において、「障害当事者参加型の福祉サービス運営・評価のプログラム開発に関する研究」を実施しております。当研究の一環として、ガイド(移動介護)ヘルプサービスを通して知的障害のある本人が主体的にサービスを学び、利用し、評価・運営していくという利用者主体の基本概念が、支援費制度の下でどのように展開されているのか、全国の実態を明らかにしたいと考えております。

つきましては、別紙の調査について、貴事業所、また貴事業所を利用されている障害当事者にご協力をお願いいたします。

また、この調査にご協力いただく中で得られた成果は、関係者の皆様のお役に立てるよう、報告書として公けにさせていただきます。

*なお、調査上知りえた情報に関し、プライバシー保護について十分配慮いたします。

お忙しいとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

お願い

- ・今回の調査は、①事業所の主任クラスの方に記述していただく調査、②事業所を利用している知的障害のあるご本人に、事業所の方に聞き取りをしていただく調査の2本立てになっています。
 - ・事業所の方に、お手数ですが3人のご本人に聞き取りしていただきたく存じます。(3部調査用紙同封)
 - ・締め切りは、2月4日(水)とさせていただきます。返送方法は、大変恐縮ですが同封いたしました封筒で郵送して下さいますよう、お願いいたします。
- <メールやFaxでの返信も受付けておりますので、どちらかお手数でない方法でお願いいたします>
- ・その他、ご不明な点などございましたら、下記連絡先までお願いいたします。

連絡先:中野 敏子(明治学院大学)
〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37
Tel 03-5421-5558
Fax 同上
E-mail nakanoto@soc.meijigakuin.ac.jp

…本人向け(当事者用)…

～各事業所3名の方にお願ひします～

1 聞き取りをした方はどなたですか。

- 1. ヘルパー派遣事業所の職員
- 2. ヘルパー
- 3. その他 ()

このアンケートに答えて下さる方について、お尋ねします。

2-1 年齢 () 才 性別 男 女

2-2 普段(平日・日中)は、どこに通っていますか? []

移動介護(ガイドヘルプ)サービスを利用されている方にお尋ねします。

3-1 支援費の受給者証を持っていますか。 1. はい 2. いいえ 3. わからない

3-2 あなたが使っている移動介護(ガイドヘルプ)は身体介護がついていますか。

(あなたは、「身体介護を伴う」という決定ですか。)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. わからない

3-3 その受給者証には、移動介護のヘルパーを何時間使えたと書いてありましたか。

- () 時間
- 2. わからない

3-4 平成15年10月に何回利用していますか。

() 回 { その回数は、いつもと比べてどうですか? }

↳ { 1. 多い 2. 少ない 3. いつもと同じ位 4. わからない 5. その他 () }

3-5 移動介護のヘルパーが来る事業所の名前を教えてください。 []

3-6 どんなときに使っていますか? (いくつでも選んで下さい)

- 1. 公園等へ行く
- 2. 買物に行く
- 3. イベントに参加する
- 4. 外食する
- 5. カラオケする
- 6. 病院
- 7. 役所等の手続きに行く
- 8. その他 ()
- 9. わからない

3-7 移動介護のヘルパーの時間数は足りていますか?

- 1. 足りている
- 2. 足りない
- 3. わからない

3-8 主に誰が移動介護(ガイドヘルプ)サービスを使うことを決めましたか? (1つ選んで下さい)

- 1. 自分
- 2. 親・家族
- 3. 事業所の人
- 4. 役所の人
- 5. 施設の人
- 6. その他 ()
- 7. わからない

3-9 移動介護のヘルパーを使った後、管理表に自分で印鑑を押しますか？（サインをしますか？）

1. はい 2. いいえ 3. わからない



3-10 「はい」と答えた方にお尋ねします。印鑑を押すことをどのように思いますか？（1つ選んで下さい）

- 1.自分が使うから当たり前 2.自分が使ったことがわかっていい 3.面倒くさい
4.その他（ ） 5.わからない

3-11 なぜ今の事業所を使っているのですか？（いくつでも選んで下さい）

- 1.前から使っていたから 2.その事業所の職員を知っていたから 3.家の近くだから
4.施設の職員に勧められたから 5.世話人に勧められたから 6.親・家族に勧められたから
7.その他（ ） 8.わからない

3-12 主に誰がどこへ行くか、どのように過ごすか決めますか？（1つ選んで下さい）

- 1.自分 2.事業所の人 3.親・家族 4.親・家族と相談して自分で 5.事業所の人と相談して自分で
6.その他（ ） 7.わからない

3-13 移動介護のヘルパーと出かける前に、1度顔合わせをして、実際何をして欲しいかなど、事前にヘルパーに伝えることをしていますか？

- 1.している 2.していない 3.その他（ ）
4.わからない

3-14 主に誰が移動介護のヘルパーを選びますか？（1つ選んで下さい）

- 1.自分 2.事業所の人 3.親・家族 4.親・家族と相談して自分で 5.事業所の人と相談して自分で
6.その他（ ） 7.わからない

3-15 移動介護のヘルパーとどんなことをしてみたいですか？（行ってみたいところなど）

{ }

3-16 移動介護のヘルパーを利用するための勉強会に参加したことがありますか？

- 1.ある（→なんという勉強会ですか？）
2.ない 3.わからない

3-17 「ある」と答えた方は、その勉強会で良かったことは何ですか？

{ }

3-18 「ない」と答えた方は、移動介護のヘルパーを利用するための勉強会に参加してみたいですか？

- 1.はい 2.いいえ 3.わからない

～ご協力ありがとうございました！～

…事業者向け…

事業所名 () 所在地：都道府県 () 市区町村 ()

1. 開設して何年ですか。 () 年目 < () 年 () 月開設 >

2. 知的障害者のホームヘルプサービスのうち移動介護（ガイドヘルプサービス）を実施していますか。

1. はい 2. いいえ { ①.これから予定あり ②.予定なし；理由 () }

◎「はい」と応えた方に、お尋ねします。

3.-1 (平成15年10月現在) 移動介護（ガイドヘルプサービス）の登録者は何人ですか。 () 人

3.-2 登録者の中で平成15年10月に移動介護を利用した方は何人ですか。(実人数で答え下さい) () 人

3.-3 移動介護（ガイドヘルプサービス）を提供量の面で、利用者の要望に十分応えられている状況ですか。

1. 応えられている }
2. 応えられていない → { その理由 }

3.-4 移動介護（ガイドヘルプサービス）を提供内容（質）の面で、利用者の要望に十分応えられている状況ですか。

1. 応えられている }
2. 応えられていない → { その理由 }

3.-5 利用者にとって充実した移動介護（ガイドヘルプサービス）を提供するために、今後どのようなことをしていけばよいとお考えですか。（複数回答可3つまで選んで下さい）

- 1. 財源の十分な確保
- 2. ヘルパー増員・育成
- 3. ヘルパーの専門性を高める研修
- 4. サービス調整方法の検討
- 5. 事業所職員の増員
- 6. アンケート等による利用者の意見を伺う
- 7. 利用者に面談等でご意見ご要望を伺
- 8. 利用者に移動介護の活用方法を伝える勉強会をする
- 9. その他 ()

3.-6 平成15年10月中に、利用者からの移動介護（ガイドヘルプサービス）のヘルパー派遣申し込みに対して、お断りしたことがありますか？

1. はい → () 件 { →断った理由 } 2. いいえ

4.-1 日々、移動介護ヘルパー（以下ヘルパー）の申し込みをしてくるのは誰が多いですか。

1. 本人 2. 親・家族 3. その他 ()

4.-2 ヘルパーを派遣・調整するにあたって、どのような工夫をしていますか。（複数回答可）

- 1. 利用者本人と事前に顔合わせをする
- 2. 事業所独自のアセスメントをしてから利用を受ける
- 3. 必ず家庭訪問する
- 4. ケア会議等で利用に関して話し合う
- 5. ヘルパーの得意不得意をいかして派遣する
- 6. その他 { }

4.-3 派遣されるヘルパーを本人が選択できますか。 1. はい 2. いいえ 3. その他 ()

5-1 サービス利用後、移動介護（ガイドヘルプサービス）に関して利用者から評価をしてもらっていますか。

1. はい { ①. 本人 ②. 親・家族 ③. その他 () } 2. いいえ

◎「はい」と応えた方に、お尋ねします。

5-2 評価の頻度はどのくらいですか。

1. 毎回 2. 2～3ヶ月に1回 3. 半年に1回 4. 年に1回 5. その他 ()

5-3 どのような方法で評価してもらっていますか。（複数回答可）

1. 専用の評価用紙の記入 2. 懇談会 3. 苦情の受付 4. 利用した本人へ直接の聞き取り
5. その他 ()

6-1 利用者本人のサービス利用の説明会・講習会・勉強会等を実施していますか。 1. はい 2. いいえ

◎「はい」と応えた方に、お尋ねします。

6-2 具体的にどんなことをしていますか。

{ }

6-3 上記の活動に対して、利用者本人の人たちが運営に参加していますか。

1. はい → { どのような内容ですか？ () } 2. いいえ

7. 移動介護（ガイドヘルプサービス）に関して、利用しやすくなるように利用者本人自身がサービス評価や運営に参加するという考え方について、事業運営の立場からどのように思われますか。

{ }

8. 最後に、ご意見や感想などございましたら、ご自由にお書き下さい。

{ }

※もしよろしければ、今後御連絡したいこともございますので、記入者のお名前をお書き下さい。 ()

～ご協力ありがとうございました！～

第3章 知的障害者にとってのガイドヘルプと当事者参加

1. はじめに

2003年春に障害者福祉の大制度改革である「支援費制度」がはじまった。社会福祉基礎構造改革の一環として行われたこの改革は、利用者主体やノーマライゼーションという理念を掲げ、措置制度から契約制度への変更が行われた。

支援費制度から約1年がたち、制度の始まりやそれ以前に想定されていたことや、想定されていなかったことが徐々にあきらかになっている。社会的に、マスコミなどでとりあげられているように、居宅支援費の財源不足だけが注目されているが、支援費制度がはじまってもっとも変化があったのは、知的障害者・障害児の居宅サービスであるといわれている。この小文では、その知的障害者の居宅サービスの中でも、特に、注目され、広まりを見せながら、その実、数多くの課題を抱えている居宅サービスの移動介護≠ガイドヘルプを取り上げていきたいと思う。

2. ガイドヘルプサービスと居宅介護サービスの移動介護

ガイドヘルプサービスは、障害を持つ人の外出時における移動の介護を行うサービスのことである。一般に、支援費制度が始まる以前は、「ガイドヘルプサービス」と呼ばれ、支援費制度の下では、「居宅介護支援の移動介護中心」と認識されている。実は、支援費制度が始まる以前のガイドヘルプサービスと、移動介護中心には若干違いがあるが、これについては後述する。

もちろん、障害を持つ人の外出時における移動の介護や移動の保障という視点は、ガイドヘルプサービスだけではなかった。例えば、ホームヘルプサービスの業務の一部として、外出支援も行われていたし、いま、国土交通省管轄で、盛んに議論と新しい制度の導入が検討されている移送サービスなどでも保障されているサービスである。

しかし、ガイドヘルプサービスは、特に介護を必要としている障害者の外出、移動の保障をするサービスとして、ホームヘルプサービスとは別に考えられてきたサービスであるし、諸外国とは違い、日本の場合、ヘルパーが車の運転をし、移送と移動介護を同時に行うことが法的に規制されているので、移送サービスと併用しながら、ガイドヘルプによって、移動の保障を行っている現状がある。

もともと、支援費が始まる以前は、ガイドヘルプサービスは、国の法律としては「身体障害者居宅生活支援事業」の中に「身体障害者ホームヘルプサービス事業」の一部として位置づけられていた。ここでの対象は重度の視覚障害者及び脳性まひなど全身性障害者」となっており、次のような派遣対象規定を行っていた。

「ガイドヘルパーの派遣は、重度の視覚障害者及び脳性まひなど全身性障害者であって、市町村、福祉事務所など公的機関、医療機関に赴く等社会生活上外出が必要不可欠なとき及び社会参加促進の観点から、実施主体が特に認める外出をする時において、適当な付き添いを必要とする場合に対象になります。」

つまりガイドヘルプサービスは、単独での外出が困難な障害のあるものの外出時に、付き添い介護などの便宜を供与するヘルパーを派遣し、その自立と社会参加を促進するものである、と規定することができる。

特に、もともとガイドヘルプサービスの歴史をみると、2つの流れをみる事ができるように思う。一つは、視覚障害者のガイドヘルプであり、もう一つは、全身性障害者のそれである。

前者の視覚障害者のガイドヘルプサービスは、乱暴な言い方ではあるが、手引きボランティアからはじまったガイドヘルプである。視覚障害者の「障害」として、情報の障害と移動の障害が、その大きなものだと言われている。視覚障害者の社会参加の歴史の中で、就労保障とは別の部分で、ボランティアとして担われてきたのが、一つは点訳・朗読ボランティアであり、もう一つが、外出支援のボランティアであった。必ずしも、イコールではないにしろ、この外出支援ボランティア＝手引きボランティアの活動の歴史が、その後、制度化されてきたのが、視覚障害者ガイドヘルプサービスである。

後者の全身性障害者のガイドヘルプサービスは、視覚障害者のガイドヘルプサービスと同じように外出のボランティアという活動があったが、必ずしも、その活動のみではなかった。全身性障害者は、自分たちが街に出るため、運動の一環として、外出保障、介助保障を訴え続けてきていた。その活動の一環として、東京からはじまった全身性障害者介護人派遣事業は全国に広まり、外出の保障を、家の中での生活介助とは区別せず、一体化した介助サービスとして構築してきた。支援費制度の居宅介護サービスの区分の中の日常生活支援がこれにあたるが、東京や大阪では、支援費制度の日常生活支援で、外出をしてもかまわないという慣習的な現状が残っており、全身性障害者が運動の中で、このような介助保障を勝ちとってきたことがわかる。

このように、ガイドヘルプサービスは、視覚障害者と全身性障害者の外出の保障として、発展してきたわけであり、支援費制度がはじまるまでは、知的障害者や障害児には、制度的に保障されていたわけではなかった。しかし、2000年に厚生労働省から示された知的障害者のホームヘルプサービスのサービス内容には、外出支援という内容が明記され、1990年代の半ばから、一部の自治体で実態として行われていたホームヘルプサービスの一環としての外出支援が制度下で行われているうしろだてになった。また、大阪や東京、広島などの自治体では、視覚障害者、全身性障害者のガイドヘルプサービスにならって、知的障害者のガイドヘルプサービスが行われていた。

3. 知的障害者の生活と知的障害者ガイドヘルプサービスの特殊性

日本の知的障害者の約1/3は、入所施設で暮らしている。1979年に養護学校の義務化制度ができ、ほとんどすべての障害者に教育の保障がされるまで、重度の知的障害者は学校に行くことすらできなかったといわれている。また、学校に通うことができても、学校を卒業したのちには、就労の場がないという現状は、いまでも続いている。日本の知的障害者を巡る運動は、親たちが中心になり、教育保障、就労の場の保障、入所施設建設の運動という形で推移していきつつも過言ではない。地域生活という意味では、通所施設や小規模共同作業所づくりの運動が主であった。つまり、親たちは、日中の活動

を中心に、社会的にその場の保障を運動の旗印にし、それ以外の生活は、親たちが介助をするという構図で、これまではきたのである。もちろん、小規模作業所の運営の実態をみれば、親たちが手弁当で行ってきた歴史があり、日中の場すら、親たちが共同して行わなければならない実態が今まだ残っている。

そうした歴史と現状の中で、知的障害者の地域生活サービスがようやく始まり始めた。支援費が始まる以前、知的障害者のホームヘルプサービスを行っていた自治体は、わずか、3割にしか過ぎなかったが、支援費が始まって以降、5割になったといわれている（それでも、まだ半分！）。ようやく、知的障害者にも日中活動の場のサービス以外のサービスができ始めたのである。

しかし、その内容について、考えなければならないことがある。視覚障害者や全身性障害者は、当事者が自分たちの生活を構築していく、必要不可欠である、また、社会参加や自立をもとめて、培ってきた中で、できあがってきたサービスがガイドヘルプサービスであった。しかしながら、知的障害者の場合、そういった当事者が自ら必要性を訴え、できあがってきたサービスではない。1990年代の半ばから、知的障害者のサービスが日中活動以外にも広がりはじめ、例えば、レスパイトサービスなども、私的契約サービスとして全国に広がった。親たちは、子どものため、子どもの生活の豊かさのため、と、自分たちの家族の生活の維持をてんびんにかけてながら、このサービスを利用しはじめた。行政はそういった実態に「家族の介護負担の軽減」ということばを使い、ショートステイサービスの日中利用やデイサービスを制度化しはじめた。ガイドヘルプサービスも、少なからず、その延長線上にある。

4. 知的障害者ガイドヘルプサービス

支援費制度が始まり、知的障害者の移動介護は、数字として、可能性としては、全国に広がり始めている。しかし、その実態には、まだまだ困難が伴っている。今回、この研究の中でおこなった調査の中でも、知的障害者のガイドヘルプサービスが社会的に根付くには、時間がかかることがわかる。

筆者が支援費制度が始まって3ヵ月の時にも書いた（『福祉労働100号』）ことであるが、そもそも、支援費制度ができて、知的障害者や障害児の移動介護中心という区分ができ、サービスが提供されるようになるはずであるが、実は、行政、事業所、利用者にとっては、制度が4月1日で変わりましたから、と、いって変わるものではない。

それまで、行ってこなかった行政にとっては、「これは一体なんなのか？」「なぜ、知的障害者に移動介護がいるのか？」「親がやればいけないではないか？」など、移動介護そのものの必要性をみとめず、支給決定を出していない行政も数多く見られる。日本のヘルプサービスは、もともと、高齢者や視覚障害者の家事援助から出発したためか「ホーム＝家の中」という感じが強く、外出の支援になかなか、発想が至らなかつたり、視覚障害者や全身性障害者のガイドヘルプの歴史の中で、常に言われてきた外出の目的制限をしている事例も数多く見られる。つまりそれは、通院（注：通院のみは、支援費制度では身体介護で支給決定がでるはずだが）や、役所への外出のみに制限している事例である。また社会参加的な外出を認めていても、プールはだめとか、食事はだめとか、カラオケはだめとか、きい

っていると、人の生活をよくもここまで、切り張りできるものだと、苦笑いするような事例もある。

また、ヘルパーを派遣する事業者にとっても、知的障害者への派遣は、十分なサービス提供ができていないとは言い難い。知的障害者にかぎらず、日本のこれまでのサービス提供の形態は、集団処遇、集団支援が中心であった。個別支援の考え方がほとんどなかった。また、知的障害者には、いまだに療育ということばが使い続けられているように、知的障害者に対しては、いろいろなことを教えなければならない、集団のルールを教え込まさなければならないといった、間違った認識が色濃く残っており、ガイドヘルプサービスにしても、虐待をしているとしかいえないようなサービス提供実態が多く見られる。例えば、事業所があらかじめ集団のプログラムを利用者数人に強制し、個別の依頼は受けないといった例や、親が「この子は電車が好きなので」といえば、一日10時間も電車に乗せ続けた、であったり、枚挙にいとまがない。また、知的障害者の介護や知的障害者の障害に対する理解が行政、事業者ともに薄く、混乱をしているような感がある。

そして、この混乱は、親の側にもある。先に書いたように、親にとっては、まだ、サービスを選ぶことができず、ガイドヘルプも、日中短期入所も一緒、すなわち、預かってくれたらそれでいい、といった使いかたが多く見られる。親以外の第三者との外出では、ご本人たちは、自分たちの生活に新しい経験と社会参加体験を積み重ねる。新しく好きなことや、嫌いなことを見つけ、そして社会の中で、良くも悪くもいろいろな刺激をうける。それを親たちが理解していない場合も数多くみられる。

このように、実際にサービスを利用しているのが、知的障害者本人であるにもかかわらず、本人が不在の中で、行政―事業者―親が混乱している。すなわち、本人が混乱する以前にまわりが混乱しているのだから、本人は余計に混乱する。それが、極論すれば、いまの知的障害者のガイドヘルプサービスをめぐる現状といえるのではないだろうか。

5. 重度の知的障害者や自閉症者は街に出てはいけないのか―おわりに―

昨年、12月に平成16年度の支援費の単価改正案が厚生労働省から発表された。結果的に、関係団体との話し合いの中で、激変緩和という形でこの案は撤回、改変されたが、私たちにとっては、ため息のでる改正案であった。私たちはその改正案をみて「重度の知的障害者や自閉症者は街に出てはいけないのか」ということを感じた。

これまで、触れてきたように、知的障害者の外出支援＝ガイドヘルプに関しては、まだまだ社会に認知がされていない。まだ、街がなれていないことも感じる。この10～15年、視覚障害者や車いす利用者が街に多く出るようになった。バリアフリーやユニバーサルデザインということばが使われ、ハード面が整備されてきた。その結果、多くの当事者が街に出るようになり、不十分ながらも街の人々も、車いす利用者や視覚障害者が街の中で同じ空気を吸うことになれてきている。しかし、知的障害者や自閉症の方が街の中で、過ごしていることを街は理解できていない。多くの知的障害者や自閉症者はこれまで、街で過ごしてこられなかった。多くの親たちは仕方がないと思いながら、公共交通機関を使うことをさげ、自家用車使い、同じような障害をもつ人だけが集まる場を作ってきた。

知的障害者や自閉症者には、車いす利用者にとっても、車いす、視覚障害者にとっての

白杖にかわる人の支援が必要である。それが、ヘルパーである。その認識が社会にも、関係者にもまだまだ薄い。それをあからさまに表したのが、昨年の単価改正案であった。もともと、知的障害者の移動介護の中で、身体障害者と同じように、移動介護に身体介護あり、なしの区分がある。制度がはじまったときから、知的障害者の「介護」の概念がはっきりしていないのに、これは、不可解であるという指摘が多くあった。実際、この概念区分はとても曖昧に、各自治体で使われている。それでも、知的障害者にとっての介護を考え、支援の内容から、「身体介護あり」の区分を考えてきた自治体やそれに応えて、厚い支援の必要な方の事業者を直撃したのが、単価改正である。

つまり、いわゆる障害の重いといわれ、支援の厚みが必要な方の社会参加の場を奪おうとした、というのが、私たちが感じたことである。

知的障害者のガイドヘルプは、支援費制度が始まって、ようやく、使い始める入り口に入ったといえるのかもしれない。しかし、知的障害者支援の中で、基本的に議論をしてこなかったことを如実に表しているともいえる。その中心が、先に指摘した当事者不在のサービスのしくみといえるかもしれない。それぞれの立場から、早い時期での多くの議論が活発に起こってくる必要があるように思われる。

(富田 昌吾)

第4章 国際障害者エンパワメントセミナー招聘委員会の経過及び 評価活動について

第4章では、昨年度の研究（第2章 サービス運営・評価活動における当事者参画の事例検討）を引き継ぎ、障害当事者を中心に進めた招聘委員会活動の、国際障害者エンパワメントセミナー（以下交流セミナー）およびその実施後の評価活動の動きを追うなかで、当事者参加型活動において考慮すべき要素について、特に知的障害分野を中心に検討を行った。また、同時に、当事者参加型活動を進めるうえで、当事者がその活動を通してエンパワーされた状態になるためには、どんな支援が必要かという点にフォーカスした情報提供のあり方について、情報誌作成（「新聞づくり」）を通じて考察を行った。

1. 交流セミナー実施後の当事者参加型活動に関する取り組み

（1）昨年度の実施状況と課題

本研究では、①海外の当事者参加によるエンパワメントモデルの開発過程・内容の紹介、②わが国独自のモデルの開発、③このプロセスを通して、障害の有無・種別を超えたエンパワメント志向の活動の共通基盤の明確化、を目的として、2003年2月22日および24日に、イギリスの当事者団体および研究者を招いて、交流セミナーが実施された。昨年度の報告においては、交流セミナー実施にいたる当事者参画による招聘委員会活動について以下のように整理を行った¹⁾。

その意義としては、①国内の関係者への紹介、②ワークショップを通して、日本の当事者への紹介、共有化、③当事者養成および実践の機会の提供、であった。また、活動を通して、(a)複数の仲間がいることの安心感、(b)メンバー間の交流を深めることを意図的に行っていく重要性、(c)経験を積む機会提供、などが、当事者参加型活動における必要な要素として確認された。

今年度は、主に知的障害分野を中心に、招聘委員会活動のその後の経過を分析することにより、当事者参加型活動における必要な要素に関するさらなる分析と、当事者によるプログラム運営・評価活動における必要な支援の分析をしていくことを課題としている。

（2）交流セミナー当日および終了後の招聘委員会の経過

交流セミナー2日目と歓迎レセプション（2003年2月24日）

交流セミナーの2日目は、イギリスと日本の当事者同士の交流を中心に、全体会と小グループ活動が行われた。全体会では日本の当事者委員の司会進行で、日本の当事者活動の紹介を行い、また、小グループ活動では、イギリスの当事者グループメンバーを中心に、話し合いが進められた。そこでは、世界地図の描かれたビーチボールをつかっただけの自己紹介や、写真による自分の生活の紹介など、抽象的なことがらではなく、具体的で、わかりやすい提示による話し合いの進行といった工夫が見られた。また、日英の車イスの女性の当事者同士で、お互いの生活について休憩時間に親しく話し合うなど、1日目にはなかった交流も見られた。